

令和2年5月25日

首都圏青年ユニオン連合会 御中

鹿児島市山下町12番17号
コーナースペース小田301号
堂免法律事務所

TEL 099-225-4700

FAX 099-227-1050

医療法人くろえクリニック代理人
弁護士 堂 免 修
同

弁護士 久 留 倫 太 郎



回 答 書 6

前略 医療法人くろえクリニック（以下「通知法人」といいます）の代理人として、貴連合会からの令和2年5月11日付のメール及び同メールに添付いただいた「合意書」案に対し、以下のとおり、ご回答致します。

第1 令和2年5月11日付のメール本文記載の質問事項について

当該メール本文の最終段落において、当方のメールアドレスについてのご質問をいただいておりますが、貴連合会へのメールの発信アドレスは、当職ら事務所のアドレスであり（堀は本件の担当事務員です）、本メールを含め、これまでのやり取りは全て当該アドレスにて行ってきておりますので、ご確認ください（貴連合会におかれてご担当者の変更があったのでしょうか）。

第2 上記「合意書」の問題点等について

- 1 ■■■■におかれましては、本件の早期解決のため、解決金40万円のお支払による和解にご同意いただけたとのことですが、上記合意書の内容を検討いたしますと、全く本件を終局的に解決する意思が存しないようにしか見受けられませんので（第2項において後述いたしますが、一般的な合意書の内容としては通常考え難い複数の問題点があり、特に、第2条第2項の内容に関しては論外です）、当該書面の内容で和解することは到底できません。

この点、当該書面の内容が■■■■ご本人のご意向であるのか、貴連合会のご意向であるのかは定かではございませんが（仮に書面の内容が貴連合会のみのご意向によるものであるとすれば、■■■■におかれて、当該書面の内容が、本件の早期解決を限りなく困難なものとするものであるということを理解されておられ

るのでしょうか)、和解に向けた現実的な協議にご理解をいただきますようお願いいたします。

2 上記「合意書」の主な問題点は、以下のとおりです。

(1) 第1条第3項について

当該条項にいう「期限の利益喪失」に関する定めは、分割払いの合意をする際に定める実益のあるものであり、本件のような一括払いの場合において合意しなければならないような性質のものではございません。

因みに、当該条項において、遅延損害金の割合が商事法定利率である「年6%」とされている点も甚だ疑問です(本件で商法の適用はありません)。

(2) 同条第4項について

通知法人が本件解決金の支払いを怠った場合に「違約罰として金15万円」を支払うとの内容は、一般的な和解の方法と乖離するものですので、合意いたしかねます。

(3) 第2条第2項について(最も問題のある条項)

ア まず、同所②につき、貴連合会からの当職らに対する懲戒請求は、貴連合会と当職らとの間の問題であり、 と通知法人との間の本件労使間紛争とは当事者が異なる別個の問題ですので、このような内容を本件和解の内容として組み込むべきでないことは自明です。

イ 次に、同所①及び③につきましては、通知法人においてかかる一方的かつ不合理な条件を受け容れる余地はございません。

そもそも、和解とは、互譲によって当事者間の紛争を終局的に解決することを目的としてなされるものであるところ、①及び③が如き条件は、本件の終局的な解決とは真逆の内容であって、 及び貴連合会の恣意的な行動を際限なく容認せざるを得なくなるような内容の条件を通知法人において受け容れることなどできようはずもございません(換言すれば、かような条件を呑まなければならないのであれば、通知法人において本件和解を成立させる実益など皆無です)。

(4) 第3条について

当該条項にいう「専属的合意管轄」に関する定めは、新たに契約関係に入る当事者間において、爾後紛争が生じた場合に備えて当事者が利用できる裁判所を予め合意しておく際に定めるべきものであり、繰り返しとはなりますが、本件のように、紛争を「終局的に」解決しようとする場面には適しませんので、当該条項は不必要です。

3 以上のことに鑑み、今般、当職らにおいて作成した合意書案を本書面に別紙として添付いたしますので、内容をご確認いただいた上で、ご回答いただきますようお願いいたします。

第3 当方作成に係る別紙合意書案の補足説明

1 合意の当事者について

別紙合意書案におきましては、本件紛争の当事者である[]及び通知法人にのみならず、本件紛争に係る団体交渉の当事者である貴連合会をも当事者に加えさせていただきます。

なお、念のため付言いたしますと、当職らは、本件紛争はもちろんのこと、本件紛争に係る団体交渉の当事者でもございません（あくまで通知法人の代理人です）ので、この点につきましては誤解なきようお願いいたします。

2 第1条（甲ないし本件紛争に関する記事の削除）及び第2条（解決金及び支払方法等）について

通知法人より[]に対し、本件の解決金として40万円をお支払させていただきましたが、そのためには、従前からお願いしてまいりました、貴連合会のインターネット上のホームページに掲載している2019年6月24日付の「医療法人くろえクリニック パワハラが常態化か!？」と題する記事等の削除を、解決金のお支払の条件（先履行義務）とさせていただきます。

この点は、通知法人の名誉に関する重大な問題ですので、速やかに履行していただきますようお願いいたします。

3 第3条（口外等の禁止及び違約金）について

本件紛争の「終局的な解決」のためには、本合意の当事者において第1条・第2条の各債務を履行するばかりでなく、当該各債務の履行後においても、本件紛争が二度と蒸し返されることがないようにする必要がありますことから、本条項は必須の条項とご理解ください。

なお、本条の定めはいわゆる不作為条項であり、単にこれに違反する行動を取らなければ何らの問題が生じることはなく、義務者に過度な負担を課する内容ではございませんので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

第4 最後に

今回の当方からのご提案は最終のご提案であり、合意書の全ての条項について必須の内容と考えておりますので、かかる内容にご納得いただけない場合には、誠に遺憾ながら、和解に至ることは不可能ですので、この旨御承知おきください。

[]及び貴連合会におかれましては、何卒前向きなご回答をいただけますようお願いいたします。

なお、当方からのご提案に合意いただける場合には、改めて、当職らにおいて合意書の原本3通を作成いたしますので、本書面別紙への御署名・御捺印は不要です。

草々